

【第29準備書面（その2）の要旨】

（はじめに）

原告は、被告らの原子力災害対策上の違法性を、総括的観点から、組織体制面と実施内容面との分けて述べることとし、組織体制面については、原告第29準備書面（その1）において既に述べたことを踏まえ、本準備書面においては、実施内容面について、第5章の以下の第1～第8において述べる。

1 「第1 被告らの1ミリシーベルトの権利性を否定する反論は、公衆の線量限度を年間1ミリシーベルトと定めた炉規法上の規定について放射線審議会に諮問し意見具申を受けて改正しない限り成り立ち得ないものであること（補充）」の要点

①被ばく限度についての規制基準が全く存在しないということは原子力規制上あり得ない・・・第1の1（1）

②公衆の線量限度を定めた炉規法上の規定は計画被ばく状況における線量限度を定めたものに過ぎないとの反論は、炉規法上の規定自体に反し、法的に成り立ち得ないものであり失当である・・・第1の3

③放射線審議会の意見具申は公衆の線量限度の適用について何らの限定も付しておらず、反論はこの放射線審議会の意見具申を誤用したものであり失当である・・・第1の4

④1ミリシーベルトの権利性を否定する反論が成り立つためには、改めて放射線審議会に諮問し、その諮問を受けた同審議会の意見具申に基づき炉規法上の規則及び線量告示を改正する必要がある・・・第1の5

⑤被告国は法治国家として許容されざる暴挙に及んでいる・・・第1の6

2 「第2 緊急事態が発生した旨の公示（宣言）の遅れとその違法性（補充）」の要点

（1）緊急事態が発生した旨の公示のあり方・・・第2の2

- ・「緊急事態」の判断基準
- ・事業者（原子力防災管理者）の主務大臣等への通報義務
- ・主務大臣が基準該当性の判断を行い、直ちに、内閣総理大臣に報告すべきこと
- ・内閣総理大臣は主務大臣から報告があったときは、直ちに、緊急事態が発生した旨を公示すべきこと

（2）緊急事態が発生した旨の公示の遅れの理由・・・第2の3

- ・原子炉の状態の確認
- ・緊急事態宣言を出す法的な根拠の確認
- ・党首会談

（3）遅れの住民の被ばく防護への重大な影響とその違法性・・・第2の4

- ・緊急事態への対応は人面にかかわる重大事態である。
- ・遅れの原因は菅総理が原災法の定めに違反したことであり、違法である。

3 「第3 初動期（概ね1期及び2期）における避難等指示の違法性について」の要点

（1）避難等指示の基準であるEPZとその違法性・・・第3の1

- ・避難等指示は、住民を被ばくさせないことが基本であり、その基準は $1\text{ mSv}/\text{y}$ であるが、EPZはこの基準に違反した違法なものであった。

・住民の被ばく回避措置を重点的、効率的に実施する必要があるということで、専ら実施主体の効率性の観点から、住民の被ばく回避の程度を外部全身線量 10 mSv 及び小児甲状腺の等価線量 100 mSv としているのであって、1 mSv/y の権利性への配慮は全く窺われぬ。

・放出源からの距離 8～10 km は、防護対策指標の下限值である外部全身線量 10 mSv 及び小児甲状腺の等価線量 100 mSv の被ばくを前提とした距離であり、1 mSv/y の権利性への配慮は全くない。

・管理区域の定めにも違反している。

(2) 「緊急事態応急対策を実施すべき区域」の公示及び避難等指示の違法性・第3の2

① 決定のあり方

・EPZ は、放出の可能性が発生した場合（緊急事態発生の場合）に、被ばく回避のために、緊急に、先ずは 8～10 km まで避難させることとしているものと解される。

② 公示及び指示の遅れとその違法性

・15 条通報（午後 4 時 45 分）から 4 時間 38 分遅れた 3 月 11 日午後 9（21）時 23 分であった。

・海江田経産大臣から総理への公示及び指示の案の提出はされなかった。

・官邸閣僚等は避難範囲の基準が分からず、決定に時間を要した上に、個人的な誤った助言に基づく恣意的な決定に至ったこと

③ 避難範囲を 3 km としたこと及びその違法性

・EPZ に基づくのであれば、当然に避難範囲 10 km とすべきであったのであり、かつ、3 km とした判断には事実誤認等重大な

誤りがあり、正当化し得なかった。

④原告に及ぼした重大な影響

・原告は、12日のベント実施時には、双葉町民を避難させるための業務に従事していて双葉町に残留中であったために、大量に被ばくさせられている。

(3) 第1期における1号機ベント実施決定への対応としての避難指示等の違法性について・・・第3の3

①被告国の避難等指示の実状

・被告国は、12日午前1時30分に、1号機のベント実施を決定したが、避難範囲を拡大したのは午前5時44分であり、決定から既に4時間14分経過後であり、かつ、拡大の避難範囲を10kmとするにとどまった。

②違法性についての従前の主張とその要点

・ベント実施が決定された後、実際に実施されて放射性物質が放出される前までの間（第1期）の対応の論点は、ベント決定時に、原子炉の当時の危機的状況を踏まえた上で、どこまでの危機的状況の進展を予測し、住民の被ばく回避のための対応をすべきであったかということである。

・1号機のベント実施決定時には、既述のとおり、既に午前5時44分に避難指示の範囲を10km圏内まで拡大した時点のみならず、18時25分に避難指示の範囲を20km圏内まで拡大した時点における理由、つまり1号機の危機的状況及びその後実際に発生した原子炉建屋の爆発という事象は、「万全の措置を講じる」という観点から、当然に想定しておくべき事象だったことは明らかである。

・したがって、当時の官邸の判断基準からしても、ベント実施決定時に行うべきであった避難範囲の拡大の程度は20キロだったと

いうことになる。

・さらに、当時の I A E A の基準 U P Z によるのであれば、ベント決定時において拡大すべき範囲は 30 キロだった。

・原告及び双葉町住人は、ベント実施決定時に避難指示が従前の 3 k m から少なくとも 10 k m に拡大されていれば、ベント実施時よりも早期に川俣町に避難を完了し得ていて被ばくを回避できていたことは、明らかである。

・被告らは、被ばくから住民の生命、身体を保護するために課されていた避難範囲拡大等の義務を全く果たさず、実際にも原告等多数の住民を被ばくさせて 1 m S v / y の権利性を侵害しているのであり、許容限度を逸脱して著しく合理性を欠き、違法であることは、明らかである。

・被告国が避難範囲を E P Z に依拠して決定するに際し、それが 1 m S v / y の権利性のみならず管理区域の定めにも反するものであることに全く配慮せず、単に E P Z に依拠するだけで合理性があるかのように適用しており、違法性は明らかである。

③上記の違法性の要因等について（補充）

・上記の違法性の要因等は極めて多岐に亘るが、その要点は、被告国の原子力災害対策についての事前準備不備等により、初動期において、被告国の原子力災害対策の実施体制が全面的に崩壊状態に陥り、官邸閣僚等が孤立状態の中で一部の関係者の誤った助言等に依拠して独断、暴走したことによってもたらされたということである。

（４）初動期の 1 号機ベント実施後における避難等指示の違法性について・第 3 の 4

①ベント実施後の避難等範囲の拡大状況

・ 3 月 12 日 18 時 25 分に避難範囲を 20 k m 圏内に拡大

- ・ 3月15日11時に屋内退避の範囲を20km以上30km圏内に拡大

- ・ その後4月22日まで拡大せず

②違法性についての従前の主張とその要点

- ・ 福島第一原発1号機のベント実施以降において放出された放射性物質による汚染状況に対し、どのような基準で避難範囲を判断すべきかが論点である。

- ・ $1\text{ mSv}/\text{y}$ の権利性を基準とした場合はもちろんのこと、EPZの基準である外部全身線量 10 mSv 及び小児甲状腺の等価線量 100 mSv によっても、川俣町は避難すべき汚染状況にあった。

- ・ 被告国の避難等範囲決定の理由は判断基準からして非合理的なものであった。

③その後4月22日まで拡大しなかった経緯・・1080人の小児甲状腺被ばく測定について（補充）

- ・ 安全委員会は、3月17日ころから、SPEEDIによる放出源情報の逆推定を試みており、同月23日、限られた数点のモニタリング結果を基に、SPEEDIによる小児甲状腺等価線量を試算した結果、福島第一原発から避難範囲を超えて北西方向及び南方向に高い線量の地域があることが推定された。

- ・ 安全委員会は、この結果を重大なものと受け止め、官邸に報告したが、直ちに避難範囲を拡大せず、小児甲状腺被ばく調査を行い実測値で確認することとされた。

- ・ 屋内退避区域及びSPEEDIで甲状腺の等価線量が高いと評価された地域の1歳から15歳児を対象に甲状腺被ばく調査を実施し、その調査の結果、安全委員会から示されたスクリーニングレベル（ $0.2\text{ }\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）を超えた者はいなかったとして、拡大しなかった。

・ $0.2 \mu\text{Sv/h}$ という値は、防災指針が安定ヨウ素剤服用の指標として提案している小児甲状腺等価線量 100 mSv に相当する。

④ 上記指摘の評価（補充）

・ 被告国は、EPZの基準値である小児甲状腺の等価線量 100 mSv 以下の住民の被ばくは保護する必要がないとの考えで避難範囲を判断していたことは、明らかである。

・ 測定したのは福島第一原発から 30 km 圏外の地域だけであり、かつ、小児 1080 人だけであった。

・ 加えて、測定方法は極めて杜撰であって信頼性はなかった。

⑤ 原告に及ぼした重大な影響

- ・ 役場の移転状況
- ・ 原告の情報収集等の状況
- ・ 原告が実施した応急対策
- ・ 原告の被ばく及び難民化、無力化の状況

4 「第4 初動期後における放射性物質の放出への対応としての避難等指示について」の要点

（1）被告国の避難等指示の推移と避難等指示の新基準に至る経緯・

・ 第4の1

① 避難等指示の推移

・ 平成23年4月22日に、従前の避難区域（半径 20 km 圏内）及び屋内退避区域（半径 $20 \sim 30 \text{ km}$ 圏内）を、年間の積算線量 20 mSv 超を避難等指示の新基準とし、経過措置を含めて再編成し、以後、その新基準に基づき、再編成及び解除を進めて現在に至っている。

② 新基準に至る経緯（補充）

- ・ 20 km 以遠でも放射線量が高い区域が把握された等
- ・ E P Z の指標から国際放射線防護委員会（ICRP）が定め

た緊急時被ばく状況における放射線量の基準値への移行

（2）新基準適用の概要及び違法性についての従前の主張の要点・・・

第4の2

①従前のE P Zの基準である外部被ばく年間10 mSvを20 mSvに倍増した基準である。

②原告の主張する1 mSv / yの権利性を全面的に否定したものである。

③法令上の管理区域（実効線量1.3 mSv / 3月を超えるおそれのある区域）の制限規定をも無視したものである。

④20 mSv / y以下の区域の居住者には、避難の権利を認めず、被ばくのリスクも認めず、帰還、居住の強制、促進政策となっている。

（3）1 mSv / yの権利性を否定する新基準適用に至った根拠、理由及び正当化の経緯について・・・第4の3

①根拠

- ・ ICRP 2007年勧告を誤用し根拠としている。
- ・ LNT仮説を誤用し根拠としている。

②理由

・ 1 mSv / yの権利性を前提とすると、避難区域が広範囲に及び、かつ、住民の被ばく不安も増大し、それに伴って被告国及び被告東電の応急対策上の負担が著しく重くなるからである。

③正当化の内容面における経緯

・ 総理大臣官邸に設置された「原子力災害専門家グループ」（官邸SG）及び内閣官房に設置された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」（低線量被ばくWG）が、長瀧重信氏らI

C R P 族の主導の下で、重大な役割を果たした。

④ 正当化の実施体制面からの経緯

・官邸閣僚等の主導体制を支える諸組織を設置し、官邸閣僚等による暴走を制度化した。

・災害対策の実施体制は、合同対策協議会を要、核心として、諸々の機関が有機的に連携して活動し得るように組織されている。上記のように官邸閣僚等による暴走を制度化することは、合同対策協議会を要、核心とする組織体制を被告国の主導体制に改編するということであり、その先駆けを菅総理が果たし、以後、歴代内閣に引き継がれて現在に至っていると解することができる。

5 「第5 初動期における防護活動としての安定ヨウ素剤の予防服用」の要点

(1) 予防服用の根拠規定及び判断のあり方について・・・第5の1

① 根拠規定

・防災基本計画及び双葉町地域防災計画・・・「安全委員会が定めた指針」として、防災指針

② 判断のあり方としての服用基準

・線量による基準（防災指針）・・・放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量 1 0 0 m S v

・時期による基準・・・放射性ヨウ素が体内に取り込まれる 2 4 時間前から直後までに服用

・避難等指示との関係（防災指針）・・・屋内退避避難等の他の防護対策を補完するもの

(2) 被告国の予防服用指示が違法であることについて・・・第5の2

①川俣町は3月14日には既には服用基準に達しており予防服用

が不可欠であった。

②被告国（国対策本部及び被告国現地対策本部）の服用指示が違法である。

（３）違法な指示に至った要因・・・第５の３

①内容面の要因は、原子炉の危機的状況及び汚染状況の過小評価と予防原則の無視による。

②実施体制面の要因は、次のとおり、被告国の初動期における実施体制の崩壊にある。

- ・ 合同対策協議会を組織しなかったこと
- ・ 国現地対策本部も全く機能しなかったこと
- ・ 国対策本部の機能体制の崩壊と官邸閣僚等の孤立・独断

による暴走

- ・ 事務局を担う保安院の任務放棄
- ・ 原子力災害の専門技術的事項に関する助言態勢の崩壊

（４）原告及び双葉町民に及ぼした重大な影響・・・第５の４

・原告は予防服用指示を、被告国から何らの情報も伝達されず指示もない中で、苦渋の決断を迫られて実施したということであり、かつ、それでも川俣町以外に避難した住民に対しては、当時の役場機能の状況からして十分な対応は不可能であった。

（５）反論とそれが失当であることについて・・・第５の５

（略）

6 「第６ 緊急被ばく医療について」の要点

（１）緊急被ばく医療の全体象（補充）・・・第６の１

①根拠法令

② 上記法令が定める緊急被ばく医療の概要

- ・ 実施体制：都道府県の責務と被告国の責務
- ・ 実施内容：福島県緊急被ばく医療活動マニュアルによるもの

③ 上記緊急被ばく医療の要点

- ・ 救護所の開設
- ・ 被災住民の登録
- ・ 身体汚染検査
- ・ 問診と説明
- ・ 一次除染
- ・ 頸部甲状腺検査

(2) 原告の従前の主張・・・第6の2

① 初期の被ばく放射線量の測定等の違法性について

- ・ 低線量被ばくリスクの無視

② 「県民健康調査」の違法性について

- ・ 低線量被ばくリスクの無視

(3) 緊急被ばく医療が全体的に崩壊していたことについて (補充)

・・・第6の34

① 緊急被ばく医療の要点

・ 身体汚染検査（スクリーニング）を実施し、その結果に応じて、「一次除染の実施→頸部甲状腺検査の実施→医療機関へ搬送」の
手順による措置を執ることとされていた。

② 被告国及び福島県が実施した緊急被ばく医療の実状は、次のと
おり、緊急被ばく医療が全体的に崩壊していた。

- ・ 身体汚染検査（スクリーニング）の崩壊
- ・ 甲状腺内部被ばく測定の崩壊

③ 被告国の原子力災害対策の実施体制の崩壊等との関係について

・緊急被ばく医療の上述の全面的崩壊も、被告国の実施体制の初動期における崩壊と初動期後における正当化の状況の中で生じていることを正しく理解する必要がある。

7 「第7 被告国が加害者責任を不問に付すことを目的又は内容とする応急対策等を実施したことについての責任」の要点

(1) 長期避難者への生活支援を、福島県による災害救助法の適用のみに止めたことについて・・・第7の1

①原告第15準備書面(その3)第6章第7の1(85～97頁)の要点

②原告第17準備書面第1章第6の1～2(37～45頁)の要点

③原告第28準備書面第2の1及び同2(44～47頁)の要点

④小括(補充)・・・上記①～③における被告国の支援の違法性の要点は次のとおりである。

・合同対策協議会の不開催

・1 m S v / y の権利性の否定

・被告らの責任否定：災害救助法の適用

・子供・被災者支援法の形骸化

(2) 中間貯蔵施設の設置場所を、被告東電の敷地ではなく、双葉町等に押し付けたことについて・・・第7の2

①原告第15準備書面(その3)の第6章第7の2(97～113頁)の要点

・新たな二次的加害行為である。

・国の「公共事業」を名目にした巧妙な不正行為である。

②原告第19準備書面の第1章第5(10～12頁)の要点

・中間貯蔵施設が双葉町に存在している間は、双葉町の復興・帰還は不可能である。

③原告第28準備書面の第2の1及び同2（44～47頁）の要点

・被告国の反論が失当であることについて述べている。

（3）被告国（原賠審）が1mSv/yの権利性を否定し原子力被災者に対する加害者責任を不問に付した内容の中間指針を決定したことについて・・地元（被災者）無視・・第7の3

①原告第15準備書面（その4）の第7章第7の3の要点

・原賠審が策定した指針の手続き（組織・運営）上の違法性の要点を述べている。

・原賠審が策定した指針の内容上の違法性の要点を述べている。

②原告第28準備書面の第4章第3（47～49頁）の要点

・被告国の反論が失当であることについて述べている。

（4）小括・・被告国の責任回避とともに被告東電の救済を企図とした違法な応急対策である。・・第7の4

8 「第8 被告らの違法な応急対策が原告に及ぼした重大な影響・町長失職」の要点

（1）原告第15準備書面（その3）の第6章第4の要点・・第8の1

（略）

（2）上記第6章第4の（4）の、町長失職に至った経緯、理由と被告らの応急対策の実施状況との因果関係の要点・・第8の2

①町長失職に至った経緯・・因果関係（その1）

・町長失職に至った上記経緯からして、町長失職が、町長とし

ての本件事故に関する応急対策の在り方に関する町議会と町長との対立から発生し、かつ、中間貯蔵施設受け入れ問題が決定的な理由となったことは明らかである。

・要するに、本件事故が発生していなければ応急対策のあり方を巡る対立も発生せず、原告が町長失職に至る事態も発生し得なかったということである。

②町長失職に至った上記理由・・・因果関係（その２）

・不信任案の理由の真意について述べている。

・被告らの応急対策が、原災法の趣旨、目的に違反するものでなければ発生し得なかったということである。

9 「第9 結語（補充）」の要点

（１）事前準備段階の違法性について・・・第9の1

①推進本部予測を意図的に無視した。

・予見すべき推進本部予測を意図的に想定外として無視し、実施しておくべきであった事前準備を実施せず、無防備なまま本原子力災害に対応すべきこととなった。

②事前準備段階の違法性が、下記（２）、（３）の実施体制面及び実施内容面の違法性の重大な要因となっている。

（２）実施体制面の違法性について・・・第9の2

①実施体制の初動期における崩壊と初動期後における正当化

・実施体制面においては、初動期においては法令が定めている被告国の実施体制が全面的に崩壊状態に陥って、原災法により原子力災害対策の要、核心として位置付けられている合同対策協議会を組織せず、官邸閣僚等が孤立状況下において独断、暴走することとなった上に、初動期後においては、官邸閣僚等が、上記実施体制を建て直す

のではなく、これとは別途に種々の新たな支援組織を立ち上げて自らのこれまでの暴走状態を維持し正当化する方向に向かい、菅総理辞任後も、かかる方向は基本的に維持されている。

②実施体制の崩壊と正当化が、下記（３）の実施内容面の違法性の重大な要因となっているほか、次の違法性の要因となっている。

・緊急事態が発生した旨の公示の遅れ

・安定ヨウ素剤の予防服用指示の誤り

・緊急被ばく医療の崩壊

（３）実施内容面の違法性について・・・第９の３

① 1 m S v / y の権利性を否定した。

②被告国が加害者責任を不問に付すことを目的又は内容とする次の応急対策等を実施した。

・避難者支援

・中間貯蔵施設

・原賠審の賠償指針

（４）被告らの上記違法行為が双葉町、双葉町民及び原告に及ぼした重大な影響について・・・第９の４

・被告国の上記の違法行為が、双葉町及び町民並びに町長兼災害対策本部長であった原告に対し、二次的、三次的被害をもたらすこととなったのであり、原告の町長失職もその一環としてもたらされたのである。

以 上